

太 教 社 教 第 492 号
令和 2 年 10 月 22 日

太子町社会教育審議会
会長 室 井 美 千 博 様

太子町教育委員会



太子町総合公園陸上競技場及びテニスコートの
使用料の改正について（諮問）

平成 13 年 5 月 11 日に開場した陸上競技場については、日本陸上競技連盟第 3 種公認の施設とし、日本陸上競技連盟第 3 種公認を維持するため、5 年ごとの公認検定を受ける必要があります。令和 2 年度中に公認の更新に必要な改修工事を行います。また、インフィールドの天然芝を良好に保つために、毎年業者に委託して芝生の維持管理を行っております。

平成 11 年 2 月 21 日に開場したテニスコートについては、平成 29 年度より、テニスコート夜間照明を設置し、ナイター営業も始めたこともあり、利用者が増加したことから、安全面と耐久性を考慮し、平成 30 年度に A コート、令和元年度に D・E・F コートの透水性砂入り人工芝全面を張り替え、令和 2 年度には、B・C コートの残り 2 面の人工芝全面を張り替えることを予定しております。

このように施設を維持していくためには、多額の費用を要することから、近隣市町等の状況を踏まえ、両施設の改修工事が完了し、施設が充実する機会に、受益者負担の割合を見直す必要があります。

つきましては、太子町総合公園陸上競技場及びテニスコートの使用料の改正について、ご審議いただきたく諮問いたします。

令和 2 年 10 月 22 日

太子町教育委員会 様

太子町社会教育審議会
会長 室井 美千博



太子町総合公園陸上競技場及びテニスコートの
使用料の改正について（答申）

令和 2 年 10 月 22 日付太教社教第 492 号で諮問のあった、太子町総合公園陸上競技場及びテニスコートの使用料の改正について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

使用料の改正（案）について、他市町の施設の使用料と比較してもほぼ無理のない設定がされており、陸上競技場及びテニスコートの施設・設備における維持管理のためには、使用料の改正の原案は妥当であると考ええる。

ただし、以下の意見を付す。

社会教育施設について、今後とも、より町民が利用しやすい運営に努めること。